

(表紙)

土岐市森林整備計画
変更計画

土岐市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

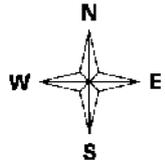
令和7年3月31日変更

岐阜県土岐市

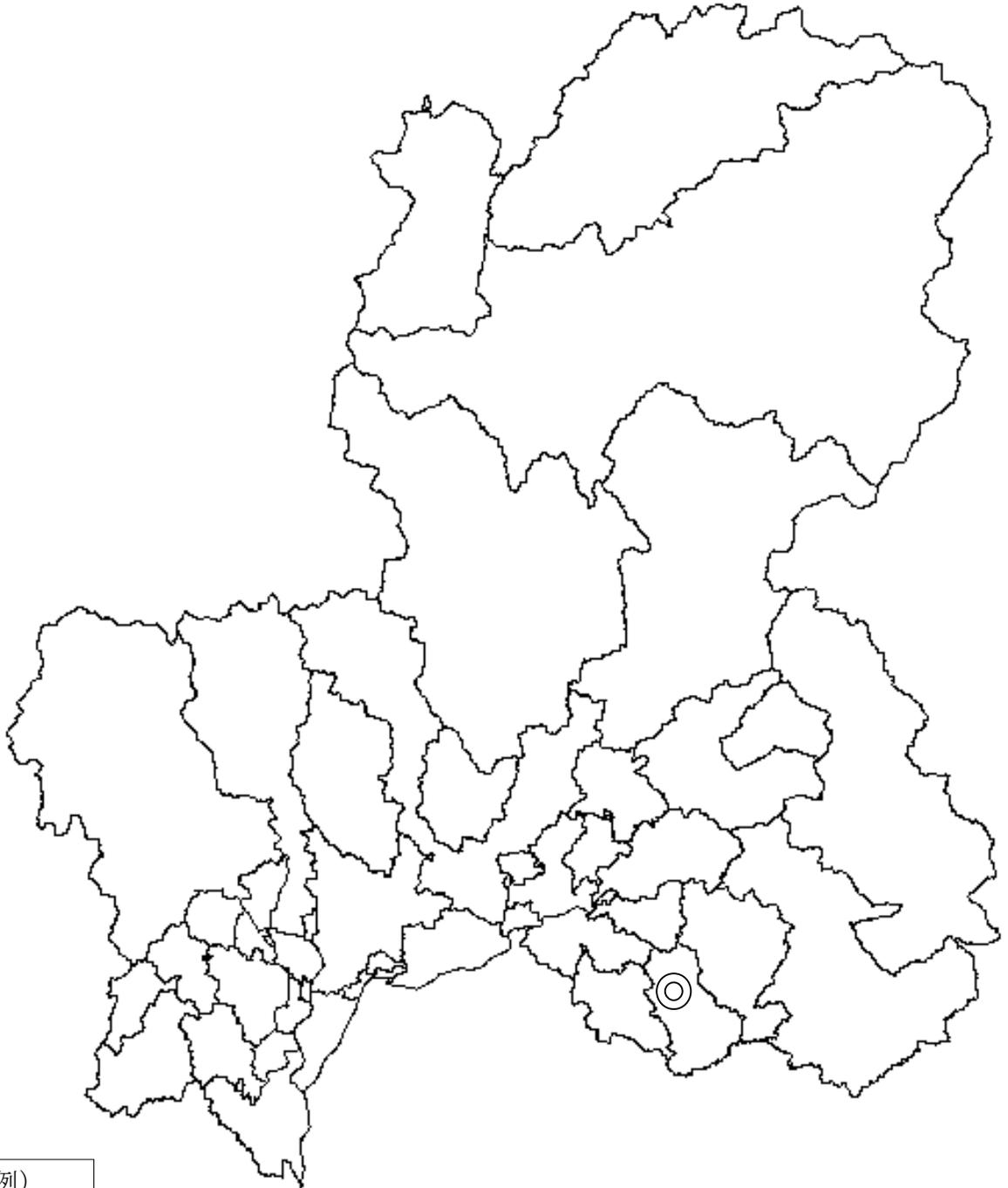
岐阜県土岐市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、土岐市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和7年4月1日とします。

土岐市森林整備計画の一部変更



市町村位置図



(凡例)
◎土岐市

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1	森林整備の現状と課題.....	1
2	(略).....	1
3	(略).....	1
II	森林の整備に関する事項.....	1
第1	(略).....	1
第2	造林に関する事項.....	1
1	人工造林に関する事項.....	1
2	天然更新に関する事項.....	2
3	(略).....	5
4	(略).....	5
5	(略).....	5
第3	(略).....	5
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	5
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	5
2	(略).....	5
3	その他必要な事項.....	5
第5	森林配置計画の将来目標区分に関する事項.....	5
1	(略).....	5
2	将来目標区分の設定に関する基準.....	5
3	(略).....	6
4	(略).....	6
5	(略).....	6
第6	(略).....	6
第7	(略).....	6
第8	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	6
1	(略).....	6
2	(略).....	6
3	作業路網の整備に関する事項.....	6
4	(略).....	7
第9	(略).....	7
III	森林の保護に関する事項.....	7
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	8
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	8
2	(略).....	8
第2	(略).....	8
IV	(略).....	8
V	その他森林の整備のために必要な事項.....	8
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	8
2	(略).....	9
3	(略).....	9

4 (略)	9
5 住民参加による森林の整備に関する事項	9
6 (略)	10
7 (略)	10
VI 付属資料	10

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

土岐市の民有林森林資源の令和6年度末の状況は、森林面積7,517haとなっています。この内訳は、人工林面積4,285ha、天然林面積2,762ha、その他面積460haとなっており、人工林率は57%（県平均43%）となっています。また、民有林森林資源は、表I-1-1-1のとおりです。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材の需要低減、価格の低迷等から森林所有者の施業意欲が低下している状況の中、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林整備を行うことが当面の重点課題であります。また、国及び県等の各種制度を有効に活用することにより、森林資源の充実を図りながら、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。

表 I-1-1-1 民有林森林資源

区 分	面 積	備 考
総土地面積	11,602 ha	
森林面積	7,517 ha	森林率：65%
国有林面積	-	
民有林面積	7,517 ha	
対象内民有林	7,507 ha	
うち人工林面積	4,285 ha	民有林の人工林率：57%
天然林面積	2,762 ha	
その他面積	460 ha	
対象外民有林	10 ha	

※総土地面積は「令和5年岐阜県統計書」による。

※森林面積、国有林面積、民有林面積は「岐阜県林政課調べ（令和7年3月31日現在）」による。

2 (略)

3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 特定苗木などの成長に優れた<u>特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種、蜜源樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 土岐市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。 											
<p>人工造林の対象樹種</p>	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="352 1111 1342 1330"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考									
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。									
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<p>・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (木曾川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)</p> <table border="1" data-bbox="349 1469 1430 1565"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考；木曾川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>				最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽				
最深積雪深	樹種及び留意事項											
1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽											
<p>カシナガ等被害跡地の造林樹種</p>	<p>・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</p>											

(2) (略)

(3) (略)

2 天然更新に関する事項

(1) (略)

(2) 施業

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm以上かつ競合植物の高さ以上
-----	-----------------------------------------------------------

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	①残存木が無い場合 ・天然更新をすべき期間(伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで)が満了した日までに於ける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha ②残存木がある場合 ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
計					3

オ 更新調査

表Ⅱ-2-2-5により更新調査を行うこととします。

表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法

更新調査の実施主体	更新調査は市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。

標準地の設定	<p>更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。</p> <p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;帯状標準地を6箇所以上、4ha以上;帯状標準地を8箇所以上設定 <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ・標準地の数 残存木については、更新対象地2ha未満;1箇所、2ha以上4ha未満;2箇所、4ha以上;3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定 <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など自然条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
更新調査の内容	<p>更新調査にあたっては以下の内容について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・残存木の樹種、樹高、成立本数 ・更新対象地の面積 ・残存木の占める面積 ・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	<p>更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。</p>
更新調査を省略することができる場合	<p>以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。</p> <p>なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新対象地の面積が1ha以下の場合（<u>ただし</u>、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない） ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合

力（略）

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵 (かん) 養機能維持増進森林）

ア (略)

イ (略)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵 (かん) 養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア (略)

イ (略)

2 (略)

3 その他必要な事項

水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 (略)

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮 します。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第6 (略)

第7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) (略)

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装：m、改良：箇所、面積：ha)

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長及び 箇所数	前半5カ年の 計画箇所	対図番号	利用区域面積
拡張(改良)	自動車道	土岐市	坂下線	1	○	土岐市-1-改良	58

イ (略)

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の整備計画

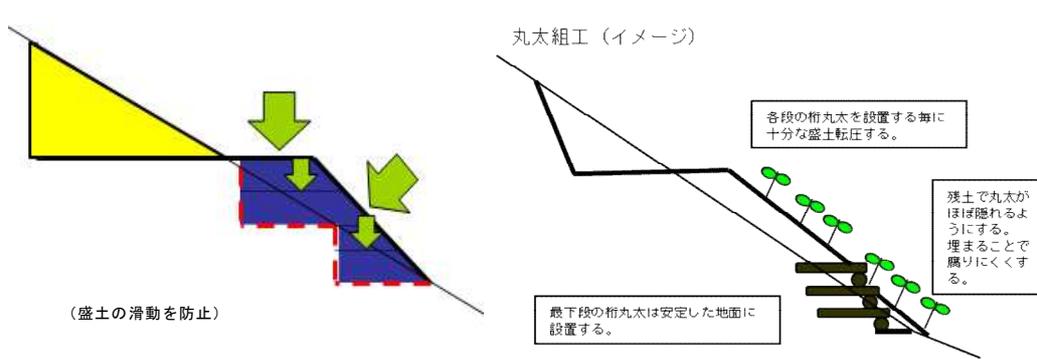
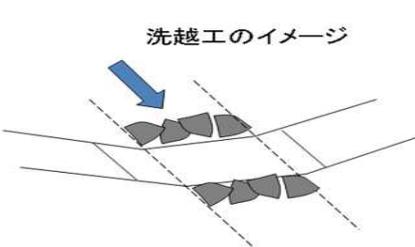
① (略)

② 施工上の留意事項

- ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。

・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5 m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 
小溪流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。 
路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ (略)

4 (略)

第9 (略)

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表Ⅲ-1-1-1に定めるものとします。

表Ⅲ-1-1-1

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	<u>4、5、6、7、8、9、10、11、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、54、55、56、57、58、59、60、61、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107</u> 林班	<u>4,738.23</u>
ニホンカモシカ	8、 37、46、47、48、49、50、52、53、54、55、 56、 57、58、 59、60、 61、62、63、64、65、 68、 69、 70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、 95林班	<u>1,640.78</u>

(2) (略)

2 (略)

第2 (略)

IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) (略)

(2) 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域は表V-1-1-1のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出をそれぞれ一体として効率的に行うことができると認められる複数林班について区域を定めるものとします。具体的には大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことのできるまとまりのある森林について、隣接する5～30個程度の林班を目安として区域の範囲を定めるものとします。

表V-1-1-1 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
泉西部	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21	<u>882.84</u>
泉東部	22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34	<u>718.60</u>
駄知・天狗	47, 48, 49, 50, 62, 63, 64, 65	<u>637.41</u>
曾木北東部	52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	<u>717.17</u>
曾木南部・細野	59, 60, 61, 69, 71, 72, 73, 74	<u>600.40</u>
鶴里南部	75, 76, 77, 78, 79, 80	<u>404.59</u>
鶴里東部	66, 67, 68, 82, 83, 84, 89	<u>395.01</u>
三国山	81, 86, 87, 88, 90, 91, 103	<u>562.82</u>
東山・本城	85, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 104, 105, 106, 107	<u>852.64</u>

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) その他

○「企業の森」について

企業と市が協定を締結し、協働して植樹及び間伐等の森林整備活動を行っている。

施設の種類	位置	規模	<u>協定期間</u>

ドコモ土岐の森	肥田町肥田 字 杉焼	4.7 ha	<u>平成21年11月1日～</u>
<u>岐阜久尻 中央可鍛の森</u>	<u>泉町久尻 字 石砂酒</u>	<u>2.37 ha</u>	<u>令和5年6月14日～</u>

6 (略)

7 (略)

VI 付属資料